

# 令和3年度 福岡地方最低賃金審議会 第2回運営小委員会

## 資料目次

資料No.1	福岡地方最低賃金審議会 運営小委員会運営規程	1
資料No.2	福岡地方最低賃金審議会 運営小委員会 第52期委員名簿	3

### [特定最低賃金改正申出の状況]

資料No.3	令和3年度 特定最低賃金改正決定申出状況	5
--------	----------------------	---

### [令和3年度特定最低賃金改正申出の労働協約内訳]

資料No.4	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	13
資料No.5	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	15
資料No.6	輸送用機械器具製造業	17
資料No.7	百貨店、総合スーパー	19
資料No.8	自動車（新車）小売業	21

### [意見発表]

資料No.9	令和3年度 最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領 【福岡県特定最低賃金改正決定必要性の有無】	23
資料No.10-1	関係労働者意見書【製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業】	25
資料No.10-2	関係使用者意見書【製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業】	27
資料No.11-1	関係労働者意見書 【電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業】	29
資料No.11-2	関係使用者意見書 【電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業】	31
資料No.12-1	関係労働者意見書【輸送用機械器具製造業】	33
資料No.12-2	関係使用者意見書【輸送用機械器具製造業】	39
資料No.13-1	関係労働者意見書【百貨店、総合スーパー】	41
資料No.13-2	関係使用者意見書【百貨店、総合スーパー】	49
資料No.14-1	関係労働者意見書【自動車（新車）小売業】	51
資料No.14-2	関係使用者意見書【自動車（新車）小売業】	53

1950年10月1日

### 大綱

一、總論

二、本國經濟建設

三、國際經濟合作

四、社會主義建設

五、文化建設

六、教育建設

七、科學建設

八、衛生建設

九、體育建設

十、藝術建設

十一、宗教建設

十二、法律建設

十三、外交建設

十四、國防建設

十五、總結

## 福岡地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

## (規程の目的)

第1条 この規程は、福岡地方最低賃金審議会の議決により設置された、福岡地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「小委員会」という。）の議事に関し必要な事項について定めるものである。

## (審議事項)

第2条 小委員会では、会長から付託された事項並びに地域別最低賃金・産業別最低賃金の審議日程についての調整、審議方法等について細目にわたる審議を行なうものとする。

## (組織)

第3条 小委員会の委員は9名とし、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

2 小委員会には委員長を置く。

委員長は公益を代表する委員のうちから選任する。

3 委員長は会務を統括する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選任された者が委員長の職務を代行する。

5 小委員会は、委員長が必要があると認めるときは、福岡地方最低賃金審議会委員の出席を求めることができる。

6 小委員会は、委員長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

## (会議の招集)

第4条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めたときのほか、審議会会長（以下「会長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。

2 前項の規定により会長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を遅くとも当該期日の1週間前までに、委員長に通知しなければならない。

3 委員長は会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、遅くとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、会長に通知するものとする。

- 4 会議は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各側委員1人以上を含む過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。

(委員の欠席)

第5条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。次項について同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、会議への出席に含めるものとする。

- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を委員長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議における発言)

第6条 委員は会議において発言しようとするときには、委員長の許可を受けるものとする。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、委員長及び委員長の指名した委員2人が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見の提出)

第8条 委員長は、会議の審議結果について、会長に報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、小委員会の議決に基づいて行なう。

附 則 この規程は、令和3年3月16日から施行する。

福岡地方最低賃金審議会  
運営小委員会 第52期委員名簿

資料番号  
NO. 2

(五十音順)  
(令和3年6月24日指名)

区分	氏名	現職
公益代表委員	高田 亜朱華	弁護士
	◎富山 敦	弁護士
	○平木 真朗	西南学院大学商学部 准教授
労働者代表委員	河村 敏昭	自治労全国一般福岡地方労働組合 書記長
	小 陳 武志	日本労働組合総連合会 福岡県連合会 副事務局長
	浜田 紀子	UAゼンセン 福岡県支部 主任
使用者代表委員	境 正義	福岡県商工会議所連合会 専務理事
	中村 年孝	福岡県経営者協会 専務理事
	吉岡 秀樹	福岡県中小企業団体中央会 専務理事

(注) ◎は委員長、○は委員長代行である。

Table with 2 columns and 10 rows	

令和3年度 特定最低賃金改正決定申出状況(その1)

資料番号  
NO. 3

申出日	特定最低賃金名	申出代表者	申出ケース		適用労働者数 (A)人	合意した 又は協約 適用労働 者数 (B)人	合意者又は 協約適用労働者割合 (%) $\frac{(B)}{(A)} \times 100$
			労働協約	公正競争			
令和3年6月17日	福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 委員長 幸野 直通	○		6,900	4,060	58.8%
令和3年6月29日	福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会・福岡地方協議会 議長 大塚 康宏	○		20,600	8,285	40.2%
令和3年6月30日	福岡県輸送用機械器具製造業	自動車総連福岡地方協議会 議長 吉村 淳治	○		22,900	11,455	50.0%
令和3年6月30日	福岡県自動車(新車)小売業	自動車総連福岡地方協議会 販売部門連絡会 委員長 佐藤 栄一	○		9,600	7,748	80.7%
令和3年6月30日	福岡県百貨店、総合スーパー	UAゼンセン福岡県支部 支部長 西 央人	○		16,000	5,491	34.3%

※合意者又は協約適用労働者割合については、小数点第2位を四捨五入

令和3年度 特定最低賃金改正決定申出状況(その2)

申出日	特定最低賃金名	申出代表者	申出ケース		合意した 又は協約 適用労働 者数(B)	合意者又は 協約適用労働 者割合 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$	協定最低 賃金額 (C)	(参考) 差額 (C-D)
			労働 協約	公正 競争	適用労働 者数(A)		現在の特定 最低賃額 (D)	(参考) 率 $\frac{(C)}{(D)} \times 100$
令和3年6月17日	福岡県製鉄業、製 鋼・製鋼圧延業、 鋼材製造業	日本基幹産業労働組合 連合会 福岡県本部 委員長 幸野 直通	○		4,060人	58.8%	980円	4円
					6,900人		976円	100.41%
令和3年6月29日	福岡県電子部品・ デバイス・電子回 路、電気機械器 具、情報通信機械 器具製造業	全日本電機・電子・情報 関連産業労働組合連合 会・福岡地方協議会 議長 大塚 康宏	○		8,285人	40.2%	987円	60円
					20,600人		927円	106.47%
令和3年6月30日	福岡県輸送用機 械器具製造業	自動車総連福岡地方協 議会 議長 吉村 淳治	○		11,455人	50.0%	966円	22円
					22,900人		944円	102.33%
令和3年6月30日	福岡県自動車 (新車)小売業	自動車総連福岡地方協 議会 販売部門連絡会 委員長 佐藤 栄一	○		7,748人	80.7%	986円	45円
					9,600人		941円	104.78%
令和3年6月30日	福岡県百貨店、総 合スーパー	UAゼンセン福岡県支部 支部長 西 央人	○		5,491人	34.3%	900円	11円
					16,000人		889円	101.24%

※合意者又は協約適用労働者割合については、小数点第2位を四捨五入



2021年6月16日

福岡労働局長 藤枝 茂 殿

日本基幹産業労働組合連合会  
福岡県本部委員長 幸野直通

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業の最低賃金改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

福岡県において、鉄鋼業（高炉による製鉄業、高炉によらない製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行なわない鋼材製造業）を営む使用者に使用される労働者6,900名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

最賃の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

- ・ 労働協約上の賃金の最も低い額＝980円／時間額
- ・ 改正決定の場合は現在適用されている法定最低賃金額＝976円／時間

5. 添付書類

- (1) 労働協約の写し
- (2) 最低賃金の金額改正に関する決議文
- (3) 申請代表者に対する委任状
- (4) 福岡県における鉄鋼業の事業所数と労働者の概要

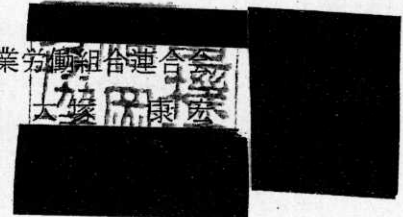


2021年6月29日

福岡労働局  
局長 藤枝 茂 殿



全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会  
福岡地方協議会 議長



申 出 書

最低賃金法第15条の1の規程により、福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

記

- 1 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲  
福岡県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 20,600人
- 2 改正の決定を申し出る最低賃金の件名  
福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 申出の内容  
上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条2に基づく最低賃金審議会の決定による。
- 4 申出の理由  
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。  
福岡県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 20,600人  
賃金の最低額に関する労働協約の適用者数と割合 8,285人 (40.2%)  
最も低い労働協約の金額 155,800円/月、7,759円/日、987円/時間  
現在適用されている法定最低賃金 927円/時間
- 5 添付書類
  - ① 労働協約の写し
  - ② 申出合意書および申請代表者に対する委任書
  - ③ 福岡県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の労働者総数と、当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者数

以 上

2021年 6月30日

福岡労働局  
局長 藤枝 茂 殿

自動車総連福岡地方協議会

議長 吉村 淳治

## 申 請 書

最低賃金法第15条の1の規定により、福岡県輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

### 記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

福岡県に於いて輸送用機械器具製造業（自転車・同部品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く）を営む使用者に使用される労働者 22,900名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の基幹的労働者に代表される最低賃金の改正の決定を求めるものである。  
最低賃金額について最低賃金法15条の2に基づいて最低賃金審議会の決定とする。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用者数 11,455名 (50.02%)

福岡県に於ける輸送用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数

22,900人

(最も低い)労働協約の金額 = 7,722円/日、966円/時間

現在適用されている法定最低賃金 = 944円/時間

5. 添付書類

- ①労働協約の写し
- ②申請代表者に対する委任状
- ③最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳



2021年6月30日

福岡労働局  
局長 藤枝 茂 殿

自動車総連福岡地方協議会  
販売部門連絡会  
委員長 佐藤 栄一

## 申 請 書

最低賃金法第15条の1の規定により、福岡県自動車（新車）小売業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

### 記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲  
福岡県に於いて自動車（新車）小売業を営む使用者に使用される労働者 9,600名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名  
福岡県自動車（新車）小売業最低賃金
3. 申し出の内容  
上記2の基幹的労働者に代表される最低賃金の改正の決定を求めるものである。  
最低賃金額について最低賃金法15条の2に基づいて最低賃金審議会の決定とする。
4. 申し出の理由  
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。  
賃金の最低額に関する労働協約の適用者数 7,748名（80.7%）  
福岡県に於ける自動車（新車）小売業を営む使用者に使用される労働者数 9,600人  
(最も低い) 労働協約の金額 = 7,395円/日、986円/時間  
現在適用されている法定最低賃金 = 941円/時間
5. 添付書類
  - ①労働協約の写し
  - ②申請代表者に対する委任状
  - ③最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳



以上

令和3年6月30日

福岡労働局  
局長 藤枝 茂 殿



UAゼンセン福岡県支部

支部長 西 央大

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正の決定を求める申出を行う事に合意し、下記の通り申し出る。

—記—

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

福岡県において、百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者 16,000名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

福岡県において百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後3ヶ月未満の者であつて、技能習得中の者
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- (4) 倉庫番、包装、袋詰め、場内整理、検品又は容器の洗浄の業務に従事する者  
以上 約 16,000人

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金

4. 申出の内容

上記3の最低賃金の決定を求める。尚、最低賃金額は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1程度に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 5,491名

福岡県の百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者数 16,000名

現在最も低い労働協約の金額 = 900円 (時間額)

現在適用されている法定最低賃金額 = 889円 (時間額)

6. 添付書類

(1) 労働協約の写し

最低賃金に関する協定書又は確認書等はこれまでと同様

(2) 申出合意書及び委任状

最低賃金法15条の1の規定により、福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定を求める申し出に合意し、当該申し出に係わる事項一切について、下記1の者に委任します。

(3) 福岡県における百貨店、総合スーパーの事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数

(4) 所定労働時間数及び所定労働日数

百貨店、総合スーパー(J551)の最低賃金に合意する者の内訳と申出に係わる企業における労使協定の最低賃金、所定労働時間及び所定労働日数

以上

令和3年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

資料番号

NO. 4

【産業】製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数	協定最 低賃金 (時間額)	協定最 低賃金 (時間額)	協定最 低賃金 (時間額)
使用者(事業場)	労働組合			令和3年度	令和2年度	令和元年度
〇〇株式会社 〇〇所	〇〇労働組合	令和3年4月15日	3,266 名	¥1,069	¥1,069	¥1,069
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和2年4月22日	300 名	¥980	¥978	¥978
〇〇株式会社	〇〇労働組合 (〇〇支部)	令和2年5月8日	170 名	¥997	¥991	¥987
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和2年4月10日	324 名	¥1,001	¥1,001	¥992
合計			4,060 名	最低:¥980	最低:¥978	最低:¥978

[Faint header text]		[Faint header text]	
[Faint column header 1]	[Faint column header 2]	[Faint column header 3]	[Faint column header 4]
[Faint cell 1]	[Faint cell 2]	[Faint cell 3]	[Faint cell 4]
[Faint cell 1]	[Faint cell 2]	[Faint cell 3]	[Faint cell 4]
[Faint cell 1]	[Faint cell 2]	[Faint cell 3]	[Faint cell 4]
[Faint cell 1]	[Faint cell 2]	[Faint cell 3]	[Faint cell 4]
[Faint cell 1]	[Faint cell 2]	[Faint cell 3]	[Faint cell 4]
[Faint cell 1]	[Faint cell 2]	[Faint cell 3]	[Faint cell 4]



令和3年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

資料番号  
NO. 5

【産業】 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用労働者数	協定最低賃金 (時間額) 令和3年度	協定最低賃金 (時間額) 令和2年度	協定最低賃金 (時間額) 令和元年度
使用者(事業場)	労働組合					
〇〇株式会社 本社・〇〇工場・〇〇工場	〇〇労働組合	令和3年3月30日	85 名	¥991	¥1,037	¥1,015
〇〇株式会社	〇〇グループ労働組合連合会 (〇〇労働組合 福岡・佐賀地区支部)	令和3年4月1日	478 名	¥1,070	¥1,066	¥1,060
	〇〇労働組合連合会 (〇〇労働組合 福岡支部)		509 名	¥1,070	¥1,066	¥1,060
	〇〇グループ労働組合連合会 (〇〇労働組合 福岡支部)		390 名	¥1,070	¥1,066	¥1,060
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和3年4月1日	508 名	¥1,038	¥1,039	¥1,046
〇〇株式会社	〇〇労働組合 (九州支部)	令和3年3月24日	145 名	¥1,002	¥1,002	¥1,007
〇〇株式会社 福岡地区事業所	〇〇労働組合 (福岡支部)	令和3年3月17日	427 名	¥1,061	¥1,058	¥1,052
株式会社〇〇 〇〇工場	〇〇労働組合 (〇〇支部)	令和3年5月10日	1,445 名	¥1,061	¥1,058	¥1,052
株式会社〇〇 〇〇工場			543 名	¥1,061	¥1,058	¥1,052
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和3年5月20日	398 名	¥1,165	—	—
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和3年5月1日	1,760 名	¥1,017	¥1,001	¥984
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和3年4月8日	397 名	¥1,019	¥1,029	¥1,027
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和3年4月16日	374 名	¥1,020	¥1,017	¥1,011
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和3年3月31日	234 名	¥1,056	¥1,062	¥1,064
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和3年4月2日	107 名	¥987	¥987	¥971
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和3年3月19日	121 名	¥1,030	¥1,030	¥981
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和3年4月1日	364 名	¥1,070	—	—
合計			8,285 名	最低: ¥987	最低: ¥987	最低: ¥971

Table with a header section containing 'Name', 'Address', 'City', and 'State' columns, followed by multiple rows of data. The text is extremely faint and illegible.



## 令和3年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

資料番号

NO. 6

【産業】輸送用機械器具製造業

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数	協定最 低賃金 (時間額) 令和3年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和2年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和元年度
使用者(事業場)	労働組合					
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和3年4月15日	8,369 名	¥993	¥993	¥993
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和3年4月1日	337 名	¥1,021	¥1,021	¥1,020
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和3年6月1日	173 名	¥1,054	¥1,054	¥1,030
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和2年6月25日	93 名	¥1,005	¥1,005	¥980
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和3年4月8日	1103 名	¥978	¥978	¥977
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和2年6月1日	921 名	¥1,017	¥1,017	¥1,017
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和3年4月1日	257 名	¥971	¥971	¥971
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和2年6月8日	202 名	¥966	¥966	—
合計			11,455 名	最低:¥966	最低:¥966	最低:¥971

中華民國七十二年五月五日

第 101 號

中華民國七十二年五月五日

姓名	性別	年齡	學歷	經歷	備註
張三	男	25	高中	...	...
李四	女	22	大學	...	...
王五	男	30	碩士	...	...
趙六	女	28	大學	...	...
陳七	男	35	博士	...	...
林八	女	32	大學	...	...
孫九	男	40	碩士	...	...
周十	女	38	大學	...	...
吳十一	男	45	博士	...	...
鄭十二	女	42	大學	...	...
黃十三	男	50	碩士	...	...
楊十四	女	48	大學	...	...
朱十五	男	55	博士	...	...
陸十六	女	52	大學	...	...
陸十七	男	60	碩士	...	...
陸十八	女	58	大學	...	...
陸十九	男	65	博士	...	...
陸二十	女	62	大學	...	...

令和3年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

資料番号  
NO. 7

【産業】百貨店, 総合スーパー

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数	協定最低賃金 (時間額) 令和3年度	協定最低賃金 (時間額) 令和2年度	協定最低賃金 (時間額) 令和元年度
使用者(事業場)	労働組合					
株式会社〇〇	〇〇グループ労働組合 (〇〇支部)	令和3年4月1日	833 名	¥1,045	¥1,039	¥973
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和3年5月31日	279 名	¥1,071	¥1,071	¥926
株式会社〇〇 (〇〇)	〇〇労働組合 (〇〇支部)	令和2年10月1日	324 名	¥1,305	¥1,305	¥1,293
株式会社〇〇 (18事業所)	〇〇労働組合	令和3年3月17日	1,292 名	¥900	¥930	¥900
〇〇株式会社 (37事業所)	〇〇労働組合	令和3年3月17日	2,523 名	¥914	¥969	¥960
株式会社〇〇 (26事業所)	〇〇労働組合	令和3年6月16日	240 名	¥1,024	¥1,021	¥1,018
合計			5,491 名	最低:¥900	最低:¥930	最低:897 ※参考を参照

※参考:【令和3年度以前における協定最低賃金の内訳】

株式会社〇〇 (57事業所)	〇〇ユニオン	—	— 名	—	—	¥897
			— 名	—	—	最低:¥897

1952

STATE OF TEXAS

1952

NO.	NAME	RES.	DATE	AMOUNT	REMARKS
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					

令和3年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

資料番号

NO. 8

【産業】自動車(新車)小売業

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数	協定最 低賃金 (時間額) 令和3年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和2年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和元年度
使用者(事業場)	労働組合					
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和3年6月17日	1,047 名	¥1,011	¥1,006	¥960
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和3年4月23日	878 名	¥1,045	¥1,039	¥1,033
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和2年6月12日	851 名	¥1,061	¥1,061	¥1,042
〇〇株式会社	〇〇労組	令和3年4月5日	485 名	¥1,042	¥1,031	¥1,028
〇〇株式会社	〇〇労組	令和3年4月10日	911 名	¥1,095	¥1,091	¥1,091
〇〇株式会社	〇〇労組	令和3年4月26日	143 名	¥1,036	¥1,032	¥1,032
株式会社〇〇	〇〇労働組合 (〇〇支部)	令和3年5月21日	880 名	¥1,012	¥1,012	¥1,003
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和3年4月30日	666 名	¥986	—	¥963
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和3年6月1日	453 名	¥1,010	¥1,007	¥1,007
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和3年4月16日	879 名	¥1,039	¥1,032	¥1,023
〇〇株式会社	〇〇労働組合 〇〇支部	令和3年6月18日	259 名	¥1,078	¥1,071	¥1,005
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和3年4月9日	296 名	¥1,036	¥1,033	¥1,026
			7,748 名	最低：¥986	最低：¥1,006	最低：¥960

STATE OF MICHIGAN  
DEPARTMENT OF LABOR AND INDUSTRY  
DIVISION OF OCCUPATIONAL SAFETY AND HEALTH

FORM OSHA-202 (REV. 12-31-67)

SECTION 1 - IDENTIFICATION OF BUSINESS OR ESTABLISHMENT		SECTION 2 - IDENTIFICATION OF OCCUPANT		SECTION 3 - IDENTIFICATION OF PERSONS TO BE EXAMINED	
Name of Establishment	Address	Name	Address	Name	Address



令和3年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領  
【福岡県特定最低賃金改正決定必要性の有無】

1 目的

特定最低賃金の決定等の必要性に係る審議に資するため、特定最低賃金改正の申出を行った業種の関係労使それぞれの代表者から、その改正決定の必要性の有無に関する意見を直接聴取する。

2 実施日時、実施場所

日時：令和3年8月17日(火) 13時30分～16時00分

場所：福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室

福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号

3 実施主体

福岡地方最低賃金審議会 運営小委員会

4 推薦手続き

(1) 推薦は8月6日(金)までとし、意見発表者は一産業労使各1名とする。

(2) 意見発表者には委員長名で依頼する。

5 意見発表・聴取要領

(1) 意見発表者は意見を別紙「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書」(任意様式で可)に記載し、8月13日(金)までに事務局へ提出する。

なお、やむを得ず当日持参する場合には、20部を用意すること。

(2) 発表に当たっては、所属組合・企業だけではなく、できるかぎり所属する産業全体の意見も説明する。

(2) 発表順は原則として、申出書提出順とする。

(3) 発表・聴取時間は1産業25分とし、内訳は意見発表労使各10分、質疑5分とする。

ア 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業

13:35～14:00 労働者側発表(質疑)、使用者側発表(質疑)

イ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

14:00～14:25 労働者側発表(質疑)、使用者側発表(質疑)

ウ 輸送用機械器具製造業

14:25～14:50 労働者側発表(質疑)、使用者側発表(質疑)

エ 百貨店、総合スーパー

14:50～15:15 労働者側発表(質疑)、使用者側発表(質疑)

オ 自動車(新車)小売業

15:15～15:40 労働者側発表(質疑)、使用者側発表(質疑)

以上



Faint, illegible text at the top of the page, possibly a header or title.

Main body of faint, illegible text, appearing to be several paragraphs of a document.



## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

資料番号 NO. 10-1
------------------

1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 製鉄業・製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

産業別最低賃金の改正に取り組むにあたり、私たち鉄鋼産業は、わが国の基幹産業として、今後も経済・産業をリードしていく立場にあります。そのリーディング産業に相応しい優秀な人材を確保する上で、産業別最低賃金の引き上げは、未組織労働者を含めたすべての労働者の賃金・労働条件の底上げに寄与し、産業全体の魅力を高めることにつながる極めて重要な取り組みであると受け止めています。

また、鉄鋼労使は、これまでも我々の産業・企業の発展に向けた取り組みとして、競争力強化を阻害する要因となる電力問題等、ものづくり産業を取り巻く課題への対応や産業空洞化防止のため、業界団体と連携をはかり、政府や省庁に対して各種の要請行動を展開してまいりました。

こうしたなか、今年の最低賃金の動向としては、産業別最低賃金の改正に先立って決まる地域別最低賃金改正の目安審議において、28円の目安が示され、福岡県における地方別最低賃金は28円の引き上げが決定しました。

今後においては、特定最低賃金に関する協議が始まります。

超少子高齢化・人口減少社会において人材獲得競争が激化する中、産業・企業が継続的に発展するためには優秀な人材の確保が重要となります。

その実現のためには、若年層賃金をはじめとする魅力ある労働条件の確立が、まさに鉄鋼産業にとって喫緊の課題であります。

これまでも述べてきましたが、産業別最低賃金はすべての労働者を対象とした地域別最低賃金と違い、特定産業における基幹的労働者を対象にした賃金であり、産業別最低賃金の直接的な影響を受けている非正規労働者や未組織労働者は、新型コロナウイルス感染症の影響で実労働時間が減少し収入面に影響が出ていることから、従来にも増して厳しい生活を余儀なくされています。

日本経済を早期に好循環なものとするためには、各産業のセーフティーネットである産業別最低賃金を引き上げることで、基幹的労働者の不安を払しょくし、消費行動につなげてもらうことが必要であると受け止めています。

続いて、鉄鋼産業の職場実態について触れますが、他産業に比べて専門性が高く、危険を伴う作業が多いため、その就業には一定期間の教育訓練や高い熟練度が必要となります。また、高熱重筋職場とも呼ばれ、特に今年のように猛暑日が続くなかで、一般的な作業環境とは異なる、言わば特殊な環境での作業を余儀なくされています。こうした専門性が高く厳しい作業環境のなかで懸命に頑張っている労働者の活力発揮に向け、生活の安心・安定の確保、そして、労働力人口の減少が社会問題となっている中で将来を担う優秀な人材を確保していくためには、魅力的な賃金水準を示すことが必要です。

今後、鉄鋼産業・企業を発展させていくためには、前述した様々な課題に対し、議論を重ねていくことが必要不可欠であり、その課題の一つである産業別最低賃金において議論することは極めて重要です。したがって、産業別最低賃金の改正にあたっては「改正の必要性有り」を前提に当該労使で十分な意思疎通を図った上で、真摯に協議する必要があるものと考えます。

最後に、使用者側・公益側委員の皆様におかれましては、日夜、「安全第一」に細心の注意を払いながら高熱重筋職場で働く鉄鋼労働者、特に中小の未組織労働者の賃金実態を十分に認識され、福岡県製鉄業・製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業の最低賃金の引き上げの「必要性有り」について、最大限のご理解とご英断をお願い致します。

以上

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご留意ください。

## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

資料番号  
NO. 10-2

1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

1) はじめに

- (1) 厚生労働省の中央最低賃金審議会は2021年度地域別最低賃金の改定について、全国平均で28円の引き上げを決めた。上昇率は3.1%で新型コロナウイルス感染拡大前の水準に回復する。
- (2) 2020年度は新型コロナウイルス影響もあり結果的に上げ幅は0.1%(1円)にとどまった。

2) 鉄鋼業界を取り巻く状況

経済産業省は4月13日、今年4～6月第1四半期の鋼材需要量について、新型コロナウイルス感染症の影響で低水準だった前年同期1,710万トンとの比較で20.6%増の2,061万トンになる見通しを発表した。国内需要では建設部門の感染症影響による回復遅れで一部減少があるものの、製造業部門では需要先の生産活動回復基調により増加、輸出関連では経済活動の持ち直しが続くことが期待され横ばいから増加基調にあるが、今後も中国の政策動向に強く影響を受けることとなる。リーマンショック後の2009年や昨年度2020年同時期の2千万トン割れからは脱し、コロナ前の水準あるいは一定程度まで回復してきている。

## 3) 昨年までの審議結果

昨年はコロナ禍による厳しい経済情勢が考慮され1円の引き上げに留まったが、これまで景気や企業の実態とは関係なく、政府の経済政策が大きく反映された中で大幅な引き上げが行われてきたことも認識している。近年の最低賃金の大幅引き上げの影響は明らかであり、厚生労働省の調査によると、最低賃金額を改正した後にその改正後最低賃金額を下回ることとなる労働者割合を示す「影響率」について、2012年度全国平均4.9%であったものが、2017年度11.9%、2018年度13.8%、2019年度には16.3%までに上昇している。

## 4) 特定最低賃金の改正の必要性について

鉄鋼業界においては少子高齢化に拍車がかかる中、将来にわたる製造実力の維持・向上という点から人材育成、人材確保が不可欠であり、より優秀な人材を確保するためにも他業種との時給格差の必要性は十分認識している。一方、昨年度から全世界に影響を及ぼしている未曾有の感染症拡大は今なお続いており、経済回復の先行き不透明な中での賃金アップは事業者への負担が大きい。特に鉄鋼業界を支える多くの中小・零細企業の経営にとって実態に見合わない大幅な最低賃金の引き上げや画一的賃上げは、企業存続に極めて大きな影響を与え、不安を抱かざるを得ない状況となる。また、そうした影響から採用や設備投資の抑制に繋がり、生産性向上の阻害要因になり得ることも考慮しなくてはならない。

以上より、最低賃金の引上げの可否及びその額について、公益代表委員様および労働者側委員様と十分な議論を行い、慎重に決定していく必要があると考えます。

以上

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

資料番号

NO. 11-1

- 1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見
- 2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)
- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業
- 3 業種(事業内容): 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

(1) 電機産業は、コロナ禍の厳しい状況を労使の懸命な努力で乗り越え、回復に向かってきました。とくに、電子部品・デバイス、情報通信機器機械器具などは、新型コロナウイルス感染拡大防止に対応するための、テレワーク・リモートワークを支えておりますし、今後は、DX、カーボンニュートラルなどの大変革にも積極的に対応する必要があります。

また、コロナ禍において、電子部品・デバイスの供給不足が深刻化しました。他産業を含めた日本企業が今後もグローバルで優位に戦っていくためには、電機産業の現場力を支える人材を確保していかなければなりません。

(2) 産業界にふさわしい優秀な人材の確保のためには、電機産業で働く魅力を高めるとともに、特定(産業別)最低賃金の金額改正により産業全体の賃金の底上げをはかり、付加価値生産性に見合った人件費水準を実現することによって、サプライチェーンを含めた電機産業の健全かつ持続的な成長をはかっていかなければなりません。

したがって、これまで取り組んできた、地域間格差の是正、福岡県内の他業種との賃金格差の是正、非正規雇用で働く労働者の労働条件を向上させる必要性、経済の好循環を生み出す必要性などから、特定(産業別)最低賃金の引上げの流れの継続性は、コロナ禍にあっても維持する必要があります。

(3) 特定(産業別)最低賃金は、県内のすべての労働者に適用されるセーフティネットである地域別最低賃金とは異なり、年齢(18歳未満、65歳以上は除外)や業務(主として軽易な業務に従事する者や技能習得中の者を除く)を特定した、当該産業の「基幹的労働者」の最低賃金です。したがって、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が不可欠となります。

(4) 2021年総合労働条件改善闘争(以下、2021年闘争)において、電機連合は定昇相当分や昇進・昇格昇給など賃金体系維持をはかったうえで、1,000円の賃金水準改善(ベア)を実現することができました。

新型コロナウイルス感染症が社会全体に大きな影響を及ぼす状況下において、8年連続となる賃上げができたことは、懸命に事業を支えている組合員の期待に応え得るとともに、電機産業労使の社会的役割を果たし、社会に対して力強いメッセージを届けることができたものと考えます。この賃上げの結果を、特定(産業別)最低賃金に反映する必要があります。

(5) 2021年闘争の取り組みのなかで、電機連合は企業内のミニマム基準となる「企業内最低賃金」についての金額改定要求を行い、500円の引上げをはかり、月額164,500円の水準となりました。

この水準の時間当たり換算額(中闘組合の月間所定労働時間の平均値154.903時間)は、約1,061円となります。

一方、福岡県の電機産業特定(産業別)最低賃金は927円と、「企業内最低賃金」時間当たり換算額1,061円の87%の水準にとどまっており、同じ電機産業で働く非正規雇用で働く労働者を含む、すべての労働者の公正な賃金決定、同一価値労働同一賃金の観点から、均等・均衡処遇の実現に向けた格差改善が求められます。

(6) 福岡県の電機産業の特定(産業別)最低賃金(927円)は、鉄鋼(976円)輸送用機械(944円)など、他の金属産業の最低賃金と比較して相対的に低い実態にあることから、リーディング産業にふさわしい賃金水準に引き上げるため、計画的な格差改善が求められます。

新型コロナウイルスから受ける影響の大きさが、産業・業種によって大きく異なる現下の状況下だからこそ、「当該産業の関係労使のイニシアティブにより設定される」という性格を持つ特定(産業別)最低賃金を、当該産業を熟知した関係労使の真摯な話し合いのなかで決定していくことが不可欠であると考えます。

以上のことから、今年度も特定(産業別)最低賃金改正の必要性を強く主張します。

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご留意ください。



## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

資料番号 NO. 11-2
------------------

1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 電気機械器具製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

・日本経済は、新型コロナウイルス流行が甚大な影響により、2020年度の実質GDP成長率が、前年比▲4.6%となり、1955年の調査開始以来で最大の落ち込みとなった。

2021年1～3月期の実質GDPは、前期比▲1.0%、年率換算では▲3.9%となり、緊急事態宣言の再発令による外出自粛により個人消費が大きく減少し、三四半期ぶりに減少した。

・設備投資については、日本政策投資銀行が8月5日に発表した「設備投資計画調査」によると2021年度計画は、対前年比全産業で+12.6%の17兆9375億円となった。製造業は新型コロナウイルス前の伸び率を回復する一方、運輸やサービス業など非製造業は低調な計画となった。製造業では自動車部品などの輸送用機械や、半導体製造装置などの電気機械の回復が目立つ。デジタル化の加速を背景にデータセンター向けの半導体や環境に配慮した電気自動車向けの部品などの投資意欲が旺盛である。

さらに、雇用動向について、九州・沖縄の2020年度平均の有効求人倍率は1.05倍で、前年度を0.35ポイント下回った。下げ幅はリーマン・ショックによる落ち込みより大きく、1963年度の統計開始から過去最大

となり、全国の年度平均（1.10倍）を下回った。2021年6月の有効求人倍率は前月を0.02ポイント上回る1.14倍となったが、福岡県では新型コロナウイルスの感染再拡大でまん延防止等重点措置が適用されることから、再び不透明感が増している。

・電機産業の中小企業は、今後の動向に明るい兆しが見えず、中小企業庁の「中小企業景況調査（2021年4-6月期）」によると、九州・沖縄地区における中小企業の業況判断DI（前期比季調値）は全産業で▲28.2、製造業においては▲22.5と低下しており、依然として中小企業には厳しい情勢が続いていることが伺われる。

・2021年度春季交渉において、電機産業の賃金改定の状況は、賃金体系の維持を図ったうえで、8年連続の賃金改善要求（水準改善2,000円以上）に対して、1,000円の水準改善の妥結となった。

また、産業別最低賃金（18歳見合い）については、2,000円の引き上げ要求に対して、500円の引き上げの164,500円となった。

経団連が発表した集計結果によると、電機産業の大手企業の定期昇給とベースアップを合わせた賃上げ率は前期比▲0.14%の1.74%（全産業1.84%）であった。

・以上の通り、グローバル企業は世界経済の回復により、企業業績が復調しつつあるものの、海外で売り上げが立たない企業の業績は引き続き厳しい状況である。直近、7～8月での変異株による感染拡大と、ワクチン接種の混乱状況をみると、コロナ禍の終息はなお見通しづらい面がある。製造業では、半導体不足や原材料高騰といったリスクもあり、想定通りに利益を確保できるかは不透明である。

再び経済活動が制限される休業を継続する企業もある中、このような危機的な状況下において、企業の固定的な負担となる賃上げの判断については、極めて慎重に判断すべきである。

以 上

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

資料番号  
NO. 12-11 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 輸送用機械器具製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック) 有 無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

1-1. 昨年の小委員会に於いて、賃金改正における判断を現下の新型コロナウイルス感染症による影響の可否判断を行うには時期尚早との結論に至り、判断を先延ばしにし、今期も継続して改正の水準を論議する事を決めた背景からも、改正決定の必要性有りを前提に意見を述べる。

1-2. 自動車産業は我が国の就業人口のおよそ1割を占める基幹産業であり産業を活性化させることが、日本全体の経済活性化、さらには地域経済の活性化に繋がるものである。

また、福岡県における適用労働者数は22,900名と昨年比(23,000名)99.6%と高止まりしており2015年対比では146%(15,700名)と福岡県内においても基幹産業で有ると共に昨年危惧した雇用の喪失は数値上みられない。

2. 高い付加価値生産性を生み出す自動車産業において、不当に低廉な賃金が横行することは、産業内の公正な競争環境を阻害し、自らの高い付加価値生産性を毀損することにも繋がりがかねない、他産業に比べ産業内の賃金格差が大きい実態にある。全ての労働者の生活安定と事業の公正競争の確保を図るためには、賃金格差の是正に寄与すべく、特定(産業別)最低賃

金の設定と適正水準への改善が不可欠である。

また、自動車工業会・部品工業会として、H19年に経済産業省が策定しその後改定された「自動車産業適正取引ガイドライン」に基づき、会員企業を中心として自主行動計画を作成し、「下請け中小企業振興法」に基づく「振興基準等の改正を踏まえ」適正取引をさらに一步進めるために、「調達5原則」を「適正取引推進宣言」として表明し、サプライチェーン全体の適正化への姿勢を示し行動に移し4年となり、中小零細企業において、商品の適正価格や、人手不足及び最低賃金引き上げによる影響を加味した取引価格設定の土壌が浸透しつつある。

3. 2021年の総合生活改善の取り組みにおいては、過去7年の取り組みにおいて、自動車産業を支える中小企業、非正規労働者の更なる底上げを図ることなどを通じて、日本経済・自動車産業全体を持ち上げ、健全で持続的な成長へとつなげるべく、自動車総連全体で力を合わせ、前進させる取り組みを行った。

自動車総連の賃金改善分獲得状況は企業別規模では300人未満の賃金改善分は、1,441円(1,393円)と平均を6年連続上回る最も高い賃金改善分獲得額となった。また非正規雇用で働く仲間の平均回答額は11.8円/時(同14.3円/時)となった。

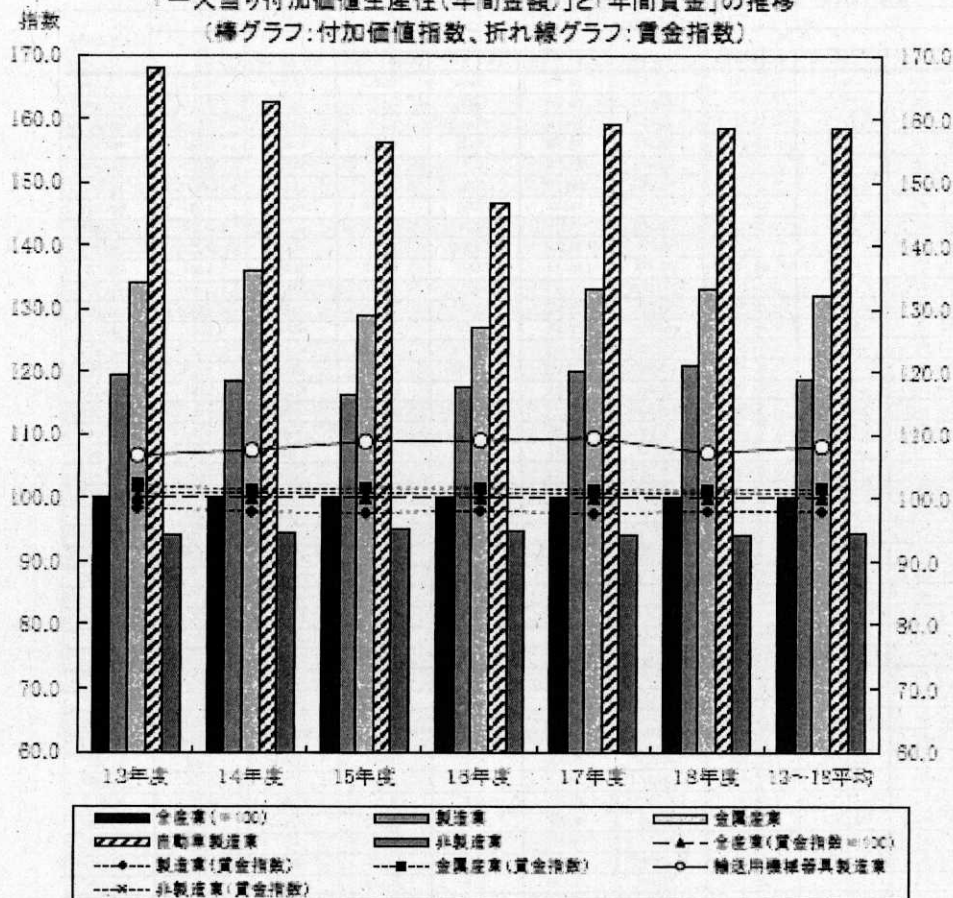
4. 企業内最低賃金についても、自動車総連の平均締結額は162,827円(7/16時点)で、昨年の162,021円から806円以上引き上げとなり、これを時給に換算(\*)すると、1,001円となる。 \*製造部門の所定労働時間1,952hより算出

5. 特定(産業別)最低賃金は地域別最低賃金とは大きく性格が異なるものであり、産業の健全発展に寄与すべく、地域別最低賃金の上に、自動車産業にふさわしい水準で特定(産業別)最低賃金を設定していくことが重要である。従って、産業にふさわしい水準に引き上げなければならない。

とりわけ、地域別最低賃金が格差是正のもとに有額回答された本年においては、特定(産業別)最低賃金についても、地域別最低賃金に対する水準的優位性を維持・拡大すべく確実に引き上げる必要がある。

以上の理由により、福岡県輸送用機械器具製造業の特定最低賃金改正の必要性を強く求めます。

「一人当たり付加価値生産性(年間金額)」と「年間賃金」の推移  
(棒グラフ:付加価値指数、折れ線グラフ:賃金指数)



資料出所:財務省「法人企業統計」、厚生労働省「毎勤統計」、「賃金構造基本統計調査(賃金センサス)」をもとに自動車総連労働政策局が作成  
 <注>「年間賃金指数」は産業別企業規模計を基準として性・学歴・年齢・勤続を同一条件としたパーシェ式によって算出

生産統計(四輪) 時系列×車種 2020年1月-2021年4月 (単位:台)

	乗用車				トラック				バス	全車種合計
	普通乗用車	小型乗用車	軽四輪乗用車	乗用車小計	普通トラック	中型トラック	軽四輪トラック	トラック小計		
2020年1月	414,088	228,452	116,915	759,455	38,402	22,894	32,932	94,228	9,182	782,315
(前年比)	294,691	28,427	-7,303	316,815	26,583	4,089	-1,310	29,363	8,299	314,940
	246.0%	31.1%	-8.3%	92.5%	20.4%	21.9%	-3.8%	46.4%	972.6%	86.9%
2020年2月	412,142	237,587	117,218	766,947	39,720	23,418	31,490	94,628	8,598	789,181
(前年比)	298,978	21,744	-23,153	246,571	28,728	170	-7,154	26,743	7,423	299,754
	183.9%	18.8%	-18.3%	66.2%	218.2%	0.7%	-18.4%	21.8%	639.3%	69.4%
2020年3月	427,851	214,965	136,246	779,062	40,822	26,499	34,734	101,105	8,197	828,704
(前年比)	229,272	2,090	-29,018	286,354	16,823	-2,134	-13,034	-4,732	6,270	187,891
	119.2%	1.4%	-22.3%	26.8%	70.1%	-24.2%	-27.8%	-4.5%	254.2%	29.2%
2020年4月	203,374	94,780	81,249	379,403	30,551	22,075	16,343	70,969	8,292	438,710
(前年比)	-245,498	-30,139	-54,412	-224,813	-31,747	-4,007	-18,138	-33,949	-1,628	-215,281
	-54.7%	-24.1%	-51.2%	-48.8%	-27.8%	-18.4%	-49.8%	-82.3%	-18.8%	-48.1%
2020年5月	122,179	80,481	46,824	249,484	20,881	18,870	17,825	57,576	2,221	318,061
(前年比)	-303,243	-43,339	-73,232	-425,047	-21,876	-19,870	-20,533	-21,922	-7,824	-444,323
	-71.3%	-37.5%	-60.0%	-82.8%	-51.2%	-87.9%	-53.8%	-48.9%	-77.2%	-82.1%
2020年6月	287,146	210,224	121,824	619,194	23,444	18,979	27,868	70,291	2,349	515,826
(前年比)	-237,443	-23,371	3,110	-217,705	-13,111	-7,281	-8,854	-21,951	-5,835	-236,282
	-33.4%	-17.5%	2.8%	-37.8%	-38.2%	-27.7%	-24.2%	-30.7%	-74.6%	-36.8%
2020年7月	352,268	228,873	127,877	709,018	29,281	22,124	26,944	87,349	4,496	817,867
(前年比)	-154,287	-10,383	-7,814	-170,168	-18,510	-2,310	-2,810	-23,787	-7,100	-137,355
	-30.2%	-7.8%	-1.9%	-21.6%	-38.8%	-9.9%	-7.2%	-21.4%	-60.9%	-22.1%
2020年8月	294,846	92,741	95,240	482,827	24,640	18,048	26,742	69,430	4,214	548,710
(前年比)	-78,578	-10,358	-24,010	-108,295	-10,577	-1,822	-2,831	-14,258	-4,755	-122,290
	-21.1%	-10.2%	-12.8%	-17.6%	-30.1%	-8.4%	-9.0%	-17.6%	-23.0%	-18.0%
2020年9月	447,182	239,384	141,405	827,971	35,467	29,246	38,619	103,332	5,049	921,302
(前年比)	-12,924	4,926	21,898	2,807	-1,248	-1,822	8,249	-3,912	-5,722	-7,737
	-3.3%	4.0%	9.2%	0.4%	-3.6%	-7.2%	25.4%	-3.8%	-27.2%	-8.9%
2020年10月	493,279	278,530	138,844	870,653	40,482	21,388	40,020	101,890	5,682	978,205
(前年比)	29,846	12,808	20,811	68,181	-1,493	-381	4,284	2,811	-1,897	58,815
	6.8%	11.1%	17.6%	9.4%	-3.6%	-1.7%	22.3%	2.8%	-21.2%	7.7%
2020年11月	443,892	207,241	124,990	776,123	40,742	21,617	38,715	101,074	5,330	882,227
(前年比)	-1,939	-18,234	5,844	-14,479	-1,173	876	-901	-1,138	-5,610	-22,288
	-41.4%	-14.5%	4.7%	-2.1%	-2.8%	4.2%	-2.3%	-1.2%	-56.4%	-2.8%
2020年12月	405,219	219,834	128,828	753,877	38,943	19,857	34,848	93,648	5,504	847,429
(前年比)	7,499	8,462	14,916	38,877	99	-1,315	1,447	-370	-4,174	26,338
	1.9%	7.6%	13.2%	5.0%	0.3%	-8.9%	4.3%	-0.4%	-43.1%	3.6%
2021年1月	267,842	201,234	128,770	597,846	38,989	23,294	31,278	93,561	5,542	687,029
(前年比)	-11,443	-28,613	21,888	-71,278	587	680	-1,634	-457	-2,610	-78,289
	-13.6%	-20.8%	20.1%	-10.8%	1.5%	2.8%	-5.0%	-0.5%	-39.4%	-9.9%
2021年2月	295,292	207,915	129,171	632,378	42,778	25,189	34,189	102,156	8,295	734,600
(前年比)	-46,850	-23,671	5,363	-70,568	4,888	1,772	2,699	8,528	-1,321	-64,561
	-11.4%	-21.8%	5.1%	-10.8%	10.9%	7.8%	8.8%	9.1%	-27.8%	-8.4%
2021年3月	482,367	236,134	156,624	875,125	46,097	29,890	41,023	117,010	8,782	992,927
(前年比)	24,726	-13,811	19,378	24,283	8,285	4,992	6,229	18,985	-1,063	41,233
	5.8%	-12.8%	14.2%	3.4%	20.3%	17.2%	17.9%	18.7%	-22.4%	5.0%
2021年4月	381,536	207,135	118,946	707,617	45,789	22,128	36,700	104,614	8,233	812,360
(前年比)	178,161	22,375	57,577	248,113	16,222	58	39,987	38,829	-1,149	282,588
	87.6%	13.1%	94.0%	88.0%	53.1%	0.2%	111.0%	51.6%	-28.6%	84.4%

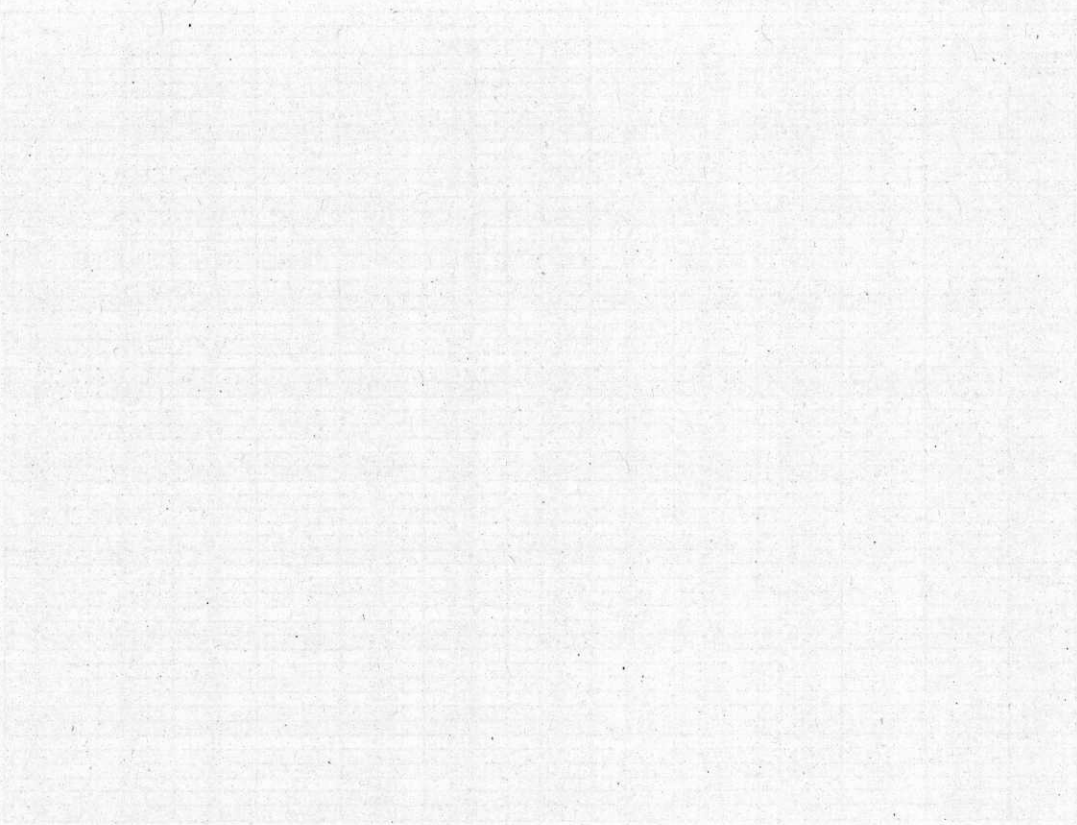
乗用車車両生産は、2020年9月部会審議以降の状況は、乗用車全体として回復の兆しが見えている。

販売統計(四輪) 時系列 × 車種 2000年1月-2021年6月 (単位: 台)

年次	軽乗用車				普通乗用車				SUV				全乗用車合計
	数量	前年比	前月比	前四半比	数量	前年比	前月比	前四半比	数量	前年比	前月比	前四半比	
2000年1月	127,021	82.7%	126,374	301,282	22,813	17,098	30,142	50,178	206	482	752	266,125	
(前年同月)	-11.9%	-11.9%	-11.9%	-11.9%	-11.9%	-11.9%	-11.9%	-11.9%	-11.9%	-11.9%	-11.9%	-11.9%	
2000年2月	120,608	106,222	126,097	262,252	22,677	20,596	32,686	46,919	262	619	1,281	259,165	
(前年同月)	-11.2%	-11.2%	-11.2%	-11.2%	-11.2%	-11.2%	-11.2%	-11.2%	-11.2%	-11.2%	-11.2%	-11.2%	
2000年3月	149,710	121,112	123,242	482,207	21,992	22,820	42,141	64,267	789	1,362	2,151	266,126	
(前年同月)	17.7%	17.7%	17.7%	17.7%	17.7%	17.7%	17.7%	17.7%	17.7%	17.7%	17.7%	17.7%	
2000年4月	96,772	77,869	74,227	214,221	22,428	16,222	22,686	32,269	232	242	772	174,226	
(前年同月)	-16.0%	-16.0%	-16.0%	-16.0%	-16.0%	-16.0%	-16.0%	-16.0%	-16.0%	-16.0%	-16.0%	-16.0%	
2000年5月	91,649	84,122	72,222	174,224	8,224	14,224	18,224	24,224	42,224	22	32	114,224	
(前年同月)	-12.2%	-12.2%	-12.2%	-12.2%	-12.2%	-12.2%	-12.2%	-12.2%	-12.2%	-12.2%	-12.2%	-12.2%	
2000年6月	87,222	82,222	72,222	172,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	112,222	
(前年同月)	-12.2%	-12.2%	-12.2%	-12.2%	-12.2%	-12.2%	-12.2%	-12.2%	-12.2%	-12.2%	-12.2%	-12.2%	
2000年7月	112,222	82,222	122,222	222,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	112,222	
(前年同月)	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%	
2000年8月	92,222	72,222	122,222	222,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	112,222	
(前年同月)	-12.2%	-12.2%	-12.2%	-12.2%	-12.2%	-12.2%	-12.2%	-12.2%	-12.2%	-12.2%	-12.2%	-12.2%	
2000年9月	112,222	122,222	122,222	222,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	112,222	
(前年同月)	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%	
2000年10月	122,222	122,222	122,222	222,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	112,222	
(前年同月)	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	
2000年11月	122,222	122,222	122,222	222,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	112,222	
(前年同月)	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	
2000年12月	122,222	122,222	122,222	222,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	112,222	
(前年同月)	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	
2001年1月	122,222	122,222	122,222	222,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	112,222	
(前年同月)	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	
2001年2月	122,222	122,222	122,222	222,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	112,222	
(前年同月)	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	
2001年3月	122,222	122,222	122,222	222,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	112,222	
(前年同月)	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	
2001年4月	122,222	122,222	122,222	222,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	112,222	
(前年同月)	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	
2001年5月	122,222	122,222	122,222	222,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	112,222	
(前年同月)	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	
2001年6月	122,222	122,222	122,222	222,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	112,222	
(前年同月)	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	

販売統計については、2020年10月以降堅調に推移し前年実績を上回る状況にある。

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。





## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 自動車およびその部品の製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

② 理由・背景等

■改定及び引き上げ水準については、より慎重な労使の話し合いが必要と考える。

(1) 輸送用機械器具製造を取り巻く環境

▽輸送用機械器具製造業(自動車産業)は、昨今100年に1度の大変革期としてCASE=IT化、自動化、シェア化、電動化等が推進され、世界的な環境規制強化が進む中、2030年代には生産車両をガソリン車から電動車に切替える、脱炭素化の方向に急速に舵を切り始めた。

自動車そのもの、ものづくり自体が大きく変化し、つくり手・提供者も、業界の垣根を超えて多様化し、競争はさらに激化すると予測される。

▽直近では、19年の消費税増税、20年からは想定外の新型コロナウイルス感染症の蔓延により、20年の自動車大手7社の販売台数実績は前年比▲28.9～▲5.1%、九州の自動車生産台数122万台の前年比▲16.3%の下落となった。

有効求人倍率(福岡県)も19年の1.5倍超レベルから最大幅に下落し、21年6月時点でも1.07倍と低迷しており、製造業の求人数も、19年比▲23.7%と低迷している。

鉱工業指数(九州)も、20年後半に100台に戻しつつも21年は上下し、5月時点は、98.3、前月比▲7.1%と不安定である。

▽21年の自動車各社の台数予想は、20年比増加(約6%～10%以上)を見込むが、

コロナ感染症の収束が、先進国で22年央、新興国では23年央といった不安定な予測もあり、足元においては、世界的な半導体関連部品不足やコロナ変異株が拡大中の東南アジアから部品供給不足等の影響により、長期的な減産調整を視野に入れねばならない等、予断を許さない。

▽コロナ感染症収束後は、中長期的には、海外市場拡大(アジア・アフリカ等の新興国)が見込まれ、九州・福岡の輸送用機械器具製造業においても、成長の機会は多々あると展望されるが、一方で、脱炭素化等環境対応、デジタル化・技術革新への対応、少子労働力不足を補う自動化推進等の投資負担は拡大傾向である。

また、米・中国等の海外政争の影響、為替リスク、自然災害の拡大傾向等も前提としながら、福岡・九州から展開していくためには、収益・コスト競争力の強化、更なる原価低減の努力が一層必要である。

▽昨年の輸送機械器具製造業の特定最低賃金は、専門部会にて、使用者側からは、『コロナ禍のマイナス成長下での改定は、地場企業の更なる負担増となり、事業自体の存続にも影響しかねない。企業業績の回復や生産性の向上が見られることが改定的前提』と意見させていただき、労使の話し合いを経た上で、『R2年の改定は、意志をもって見送り(±0)』という結果に至りました。

▽今年も、上記で示したとおり、コロナ禍は続いており、状況に大きな好転は見られず、また、下記(2)に示しているように福岡県の特定最低賃金のレベルは、過去、十分に上昇しており、かつ優位性も十分にあるため、今年の改定・引き上げも、労使での慎重な話し合い、審議・判断が必要と思料します。

## (2)特定最低賃金の水準について

▽下記①～③等の優位性を踏まえ、改訂水準を慎重に審議すべきと考える。

### ① 他都道府県のとの対比(令和2年度)

- ・[福岡県]特定最賃944円、地域別最賃842円＝『差額+102円、差率112%』
- ・[29府県平均]＝『差額 +73円、差率109%』
- ⇒福岡県は差額・差率とも高い(第4位) \* 944円は7位の高順位

### ② 消費者物価指数との対比(H27年=100)

福岡市:101.9 北九州市:103.2(R3年6月)⇔特定最賃:109.8(R2年12月)

### ③ 福岡県製造業平均賃上げ率との対比

- 平均賃上げ(R3年4月):1.83% ⇔ 特定最賃(R2年12月):0%
- 平均賃上げ(R2年4月):1.70% ⇔ 特定最賃(R1年12月):2.28%
- 平均賃上げ(R1年4月):1.95% ⇔ 特定最賃(R30年12月):2.33%

以上

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

資料番号

No.13-1

1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 百貨店・総合スーパー 業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

・特定最低賃金を改正し、水準を引き上げなければ、  
百貨店・総合スーパーはコロナを乗り越えることはできません。

② 理由・背景等

■■最低賃金法が目指す 普遍的な3つの視点に基づく引上げの必要性■■

- ・最低賃金法第一章第一条に定める「目的」の考え方に沿って、「なぜコロナ禍において改正が必要か」について百貨店・総合スーパーに従事する労働者の立場から説明します。
- ・その前提として、毎年、申し上げていることですが、最低賃金の改定は、個別労使間の賃上げ交渉ではなく、産業全体のセーフティネットを労使で構築する場であり、未来の流通小売り産業と福岡県民の生活に影響する責任重大な協議であるという認識を持って、ここに引上げの必要性を求めます。

## ①最低賃金法の目指す目的「労働者の生活の安定」

コロナ禍でも最前線で働く私たちのセーフティネットは下げないで！

- ・福岡・北九州の消費者物価について、コロナ禍以前の平成30年度と比較したところ、昨年度は消費増税もあり物価は上昇、今年度においても横ばいとなっており、「コロナによって消費者物価は上がっている」状態が続いています。
- ・これに対して、福岡県の百貨店・総合スーパーの特定最低賃金は、昨年、引き上げていないことによって、相対的に賃金は下がっています。
- ・私たち労働者はエッセンシャルワーカーとして日々笑顔を絶やさず働きながらも、実質賃金を下げながら福岡県のコロナ禍での生活を支えていると言わざるを得ません。

## ＜福岡・北九州の消費者物価指数（総務省統計局発表）＞

総合・6月時点	福岡市	北九州市
平成30年度平均	101.6	102.2
令和元年度平均	102.3	103.2
令和2年度平均	102.3	103.3

- ・そもそも、私たち百貨店・総合スーパーの特定最低賃金は県内の他業種と比較しても低い水準にあり、「労働者の生活の安定」を目指す上では、より一層の労使の取り組みが必要であると考えてきました。そのような中、この1年間は私たち百貨店・総合スーパーの労働者は極めて「不安定な生活」でありました。
- ・私たち百貨店・総合スーパーに従事する者のほとんどは、テレワークやリモート勤務をすることができず、巣ごもる暇などなく、毎日、何百人・何千人というお客様と対面して働いています。
- ・コロナ禍で子どもの預け先や学校、習い事、家族のスケジュールもコロコロと変わり、シフトにも影響することが多くあります。
- ・出勤すること、接客することすら怖いと感じる従業員もたくさんいます。しかしながら、「地域のお客さまの生活を止めないように営業し続けるのが私たちの産業の使命」と自分に言い聞かせながら勤務しています。

- ・コロナ禍であっても私たちは出費は減っていません。緊急事態宣言中でもほとんどが営業しているため、靴や化粧品、クリーニング、美容院など勤務にかかる費用は特に減っていませんし、コロナ以前に比べると消費増税に、マスク代と消毒液代もかかっています。学級閉鎖や配偶者の在宅勤務など家族が家にいる時間が増えたため、水光熱費や通信費が増え、むしろ可処分所得は減っているのではないかと感じています。
- ・このように、リモートも出来ず、常に店頭で働いている私たちは、「物価が上がったのに、セーフティーネットすら上げてもらえず働かされている」というのがこの1年間です。
- ・コロナ禍でも地域の生活を支えるために従業員ががんばっている中、「業績悪化回避を、人件費の抑制でコントロールし、従業員のセーフティネットの引き下げた」「企業の都合で最低限の生活水準を下げた」という最悪のメッセージにならないよう、しっかりと水準を改定していきたいと思えます。
- ・今年度も、不安のまっ只中でも従業員をがんばらせるのであればこそ、最低賃金法の目的にある「労働者の生活の安定」を労使で真剣に考え、簡単に投げ出さない誠実な協議をしたいと願います。

## ②「労働力の質的向上」

コロナ禍でも リアルストアにお客さまが求めるものは「ひと」の質！

- ・百貨店・総合スーパーという産業は、小売業の中でも、お客さまの生活全般のご要望に対して、高いレベルでお応えすることが求められる職業です。その私たちの賃金水準は、流通小売業全体の指標として大きな影響力を持つため、福岡経済の質、そして働く者の生活を左右する大切な水準であります。
- ・コロナの影響によって従業員は、アパレル部門から食品に配置転換になったり、宅配や訪問活動を担当したり、店頭の消毒や感染防止対策をするなど、現場で知恵と力を出し合って、誰もやったことのない難局を乗り越えてここまで来ました。現場の従業員の仕事の幅が広がり、創意工夫、変化への対応力、デジタル化、マルチタスク、チーム力・・・コロナによって「ひと」の総合力は格段に高まったものと思えます。これは企業にとって大きなメリットだと思います。

- ・そして何より、販売を通じて長年をかけてお客さまとの関係性をつないできたことによって、今では少しずつ売上が回復し、再びご愛顧いただけていることは本当にありがたいことだと感じています。これは現場の「ひと」の温かみや活気、笑顔によるものだと思います。私たちの仕事は、福岡県民の暮らしにとってかけがえのない産業だと再確認することができました。
- ・これからは、コロナを機に購買行動や意識が劇的に変わってしまったお客さまに対して、どのようなお店であるべきか、私たちにどのようなことが出来るのか、企業を存続し続けるための難題が突き付けられています。
- ・その答えはやはり「ひと」にあると思います。
- ・「詳しいひとに相談して買いたい」「とっておきを選んでほしい」「すぐに聞ける便利なお店がいい」「お買い物を楽しみたい」・・・リアルストアが存続するためには、「ひと」のまごころと創意工夫が、スマホに勝てる唯一最大の武器であり、これまで以上に労働力の質的向上が求められると思います。
- ・しかし残念なことに、流通小売業で働くパートタイマーは、全国的にもまだ他産業に比べて賃金が低く、副業をしているケースが多い傾向にあることが分かりました。育児や介護など家庭と仕事の両立によってせつかくパートタイマーを選んだのに、収入が低いことから副業をせざるを得ないのだとしたら、家庭との両立はおろか、それはまだまだ安心できる生活水準ではないということです。

**副業をしている者の本業の業種別の上位の推移（総務省 就業構造基本調査より）**

2002年：1位 卸売小売151,500人 2位 他サービス131,700人 3位 製造：85,900人

2012年：1位 卸売小売162,500人 2位 医療福祉148,800人 3位 他サービス 148,700人

2017年：1位 医療福祉211,200人 2位 卸売小売199,200人 3位 他サービス：187,200人

- ・セーフティネットである最低賃金をしっかりと整備しておくことは、離職率を抑え、生活を下支えするだけでなく、「仕事は大変だけど、安心して働けるから明日もがんばろう！」と、コロナ禍にあっても「労働者の質」を高めることにつながります。企業にとっては結果的に採用・教育コストを抑えるメリットがあるものと考えます。労働者の離職は顧客の離反リスクにつながるケースもあります。

## ③ 「事業の公正な競争の確保」

私たちの産業は斜陽産業ではない！

むしろエッセンシャルワーカーとしての引き上げを！

＜福岡県内の百貨店総合スーパーの決算状況(百万円)＞

	売上高		経常利益	
	売上高	増減率	経常利益	増減率
岩田屋三越	84,413	78.8%	▲807	前年1,264
博多大丸	34,998	66.1%	▲1,264	前年1,271
博多阪急	33,989	69.1%	グループでは赤字	
井筒屋	50,534	76.4%	▲165	前年1,030
Mr.マックス	131,789	107.7%	5,748	256.8%
イオン九州	330,095	160.1%	3,373	403.4%
サンリブ	187,823	98.3%	2,777	414.4%
ゆめタウン	645,672	91.0%	36,078	112.8%
西友	785,000	105.6%	39,200	過去最高益

- ・福岡県内の百貨店は、緊急事態宣言中の休業など、かつて経験をしたことのないほどの厳しい決算でした。そして現在も企業の存続が危ぶまれるほどの状況が続いています。
- ・しかしコロナ禍が長引く中で、百貨店でお買い物することは決して不要不急ではなく、人生を少しでも豊かに過ごす上では大切な存在であることも分かってきました。コロナ禍であっても中元歳暮ギフトや高額品などはコロナ以前の売上を超えることもありましたが、東京や大阪に行けない中で、地元にしかりとした品ぞろえの百貨店があることは福岡県民にとって非常に大きな存在でもあると思います。
- ・総合スーパーについては、食料品や生活必需品はもちろん、巣ごもり消費によってリビング用品や家電などが好調で、三密を避けるために集客催事や広告を減らした結果、増益傾向にあります。
- ・このようにコロナ禍で見えてきたことは、百貨店・総合スーパーともに福岡のお客さまの日常や人生において、なくてはならない産業であり、コロナに負けずに働く私たちもまたエッセンシャルワーカーと呼ばれるべきだということです。

- ・最低賃金法の謳う「事業の公正な競争の確保」とは、人件費を原材料費や製造コストのように引き下げることなく、言い換えれば、安く雇って儲けたお金で企業を拡大させていくことなく、フェアな人材確保をするための下限の規制を設けることであると考えます。
- ・最低賃金を相場より引き上げない＝実質賃金を下げてまで、企業間の競争の優位性を見出すのではなく、むしろ最低賃金を引き上げ、「なくてはならない産業」として他産業と価値を磨きあう競争をしていかなければならないと思います。

職業別有効求人・求職状況（パート商品販売・福岡地区公共職業安定所発表）

令和3年 6月 求人数 772人 < 求職数 893人

（令和2年 6月 求人数 1,823人 > 求職数 654人）

令和3年 6月 求人賃金（平均） 下限923円 上限1,091円

- ・福岡地区の商品販売に関するパートタイマーの需要と供給のバランスについては、これまで長年、求人が求職を大きく上回る「人手不足」の状態でしたが、今年度同月比較においては、求人数よりも求職者が上回る状態に転じています。
- ・この事象は、商品販売の職種に需要が高まったということよりも、緊急事態宣言等によって時間短縮もしくは休業せざるを得ない企業の採用が減ったものと捉えることができます。
- ・求職者が求める時給の平均は、昨年同様に、百貨店・総合スーパーの最低賃金を大きく上回っています。
- ・このように、企業間の競争の公平性の確保の観点から、他産業に比べてこれ以上「安く雇える産業」に陥らないためにも、特定最低賃金は「ひと」に関する重要な水準であると考えます。



## ◆◇◆今後の協議に向けて◆◇◆

- ・福岡県の平成30年度中小企業振興基本計画年次報告)では、小売業は県内総生産の第2位、就業者数は第1位であり、小売業を代表する百貨店・総合スーパーの最低賃金は、小売業全体の賃金相場に大きな影響力があります。
- ・もしも、これ以上引上げをしなかった場合、数年後には福岡県の最低賃金に呑み込まれてしまいます。その場合、誰が天神や博多や小倉の繁華街に電車通勤してまでパートタイマーをしたがるでしょうか？誰が大きなショッピングモールまで自動車通勤するのでしょうか？同じ最低賃金であれば、小さな会社でも家から近い場所で、しかも金銭授受や苦情の少ない業種で働いた方が人生の時間の使い方が有意義ではないでしょうか？これでは絶対に人が集まりません。すでに働いている人は不幸です。県内最低の賃金で最高の接客をしろと言っても無理です。
- ・百貨店・総合スーパーの最低賃金の優位性をあきらめることは、福岡県の小売業を発展させていくことを放棄することであり、福岡を代表する主要産業の衰退を招く重大な責任があると、私は覚悟しています。
- ・むしろこのような状況下において、さらに笑顔で働かせるのであれば、他産業よりも上げるべきだとさえ思っています。
- ・ここにお集まりの皆さんは、ある程度の引き上げが必要だというお立場でお集まりいただいているのだと私は信じています。昨年度、引き上げが叶いませんでしたので、今年は極めて重要な年であります。
- ・最低賃金は賃上げ交渉とは全く違います。最低賃金で働く方の最低限の生活を「これで良いか」と見つめ、セーフティネットを構築するための話し合いです。産業を代表して集まったこのメンバーにしか出来ない責任ある取り組みです。ぜひ、今年こそは、昨年足踏みした分も含めて実りある話し合いにしたいと思っています。
- ・詳細については今後の協議にて議論したいと思います。よろしくお願いいたします。

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。



## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

資料番号 NO. 13-2
------------------

1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 百貨店業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

1. 業界を取り巻く状況について

- ・ コロナ禍による消費の冷え込み、インバウンドの消失に加え、度重なる「まん延防止等重点措置」や「緊急事態宣言」(①2020年4～5月、②2021年1～2月、③5～6月、④8月、福岡県は現在国へ要請中)による休業要請や営業制限により、多くの企業が赤字決算から脱却できないという、業界として過去に経験したことがないレベルの厳しい経営状態が続いている。
- ・ 特に地方店舗において、EC市場の拡大や郊外型の商業施設などの新業態施設との競合により、百貨店業態をあきらめ、店舗閉鎖や業態変更を余儀なくされた企業も多く、このような従前より業態として抱えてきた課題がコロナにより一気に顕在化しているものと言える。

\* 九州経済産業局発表「福岡県業態別販売額推移表」(百貨店・スーパー合計)によると、2020年度で前年を上回った月は、10月のみ(+1.9)、年度(▲8.4)、2021年度1～5月対前年(+8.4)、対前々年(▲9.6)。2021年3～5月は前年から復調の兆しが見えたものの、前々年からはマイナス、6月以降はコロナ第4波の影響で悪化傾向。

## 2. 業界として取り組むべきこと

- ・ 経営の厳しさをコロナのせいだけには出来ないことは明らかで、コロナによる消費者の生活様式の変化やマーケットの動きを捉え、変化に対応し業績を伸ばしている業種や業態も存在していることも事実であり、かつて百貨店経営の先人達がそうしてきたように、もう一度基本に立ち返り、顧客の声に耳を傾け、新しい取組みにチャレンジしていくことが企業存続に向けては極めて重要である。
- ・ また、これら企業存続や成長を支えるのは、「人の力」、具体的には、従業員や店舗運営に関わるすべての関係者、お取引先従業員の方であることから、これらの方のモチベーションを高めるための、雇用の安定はもちろんのこと、処遇の充実や働く環境への配慮など、ワークライフバランスの実現へ向けた総合的な人事労務対策が求められる。

## 3. 特定最低賃金改正に対する考え

- ・ 前述のとおり、中長期的視点での賃金水準の向上は、スキルや能力、意欲、成果に応じた公平な処遇の実現は企業の成長には欠かせないファクターであるという認識はあるものの、一律に賃金水準そのものを上げることは、単なる固定費の負担増として、益々経営を圧迫することに直結し、結果として、人件費コスト低減のための採用抑制や雇用調整などネガティブな方策に進む恐れがある。今このタイミングで改定すべきなのかどうかを慎重に検討すべきである。
- ・ 労働者のセーフティネットとして、最低賃金を地域別の物価指数や世界水準に照らして検討し、改定していくことは有意義かつ必要なことではあるが、多種多様な新しい業種、業態が生まれていることや同じカテゴリー内でも企業業績が大きく異なる場合があることを踏まえ、産業別賃金の必要性、または、カテゴリーの再設定についても、今後論議していく必要があるのではないかと考える。

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

資料番号  
NO. 14-1

1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 自動車小売 業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

- 1) 自動車産業は、わが国の就業人口のおよそ1割を占める基幹産業の役割を担っており、そこに働く労働者の雇用と生活の安定をはかることは、当該産業労使の重要な役割であると認識している。そのためには自動車産業における最低賃金を適正水準へ改善することが求められる。
- 2) 自動車産業は福岡県内における主要産業に成長しており、地方経済における重要な役割を担っている。それに伴い優秀な人材確保が求められているが、この産業は大手から中小企業まで裾野が広い産業構造になっているため、他産業に比べ賃金格差が大きい実態にあることも事実であり、産業に働く全ての労働者の生活安定と格差拡大防止の観点から、特定(産業別)最低賃金の適正水準へ改善の役割が不可欠となっている。昨年よりのコロナ禍により短時間勤務や残業時間の削減があり、労働者一人ひとりが最低賃金と所定内賃金引上げの大切さを認識している。また、この取り組みは、昨今求められている非正規労働者の更なる底上げに大きく寄与している。
- 3) 自動車総連の2021年総合生活改善の取り組みにおける賃金引上げ交渉の結果、販売部門の賃金改善分の獲得額の平均は 1.551 円となり、昨年の1.224を超える結果となり、賃金水準の向上が図れた。コロナ禍もあっても、高い付加価値生産性を生み出し続けてい

る自動車産業に相応しい水準を確立しなければ、公正な競争を確保できないばかりか、将来にわたる自動車産業の競争力の源泉を失いかねないこと、また「同一労働同一賃金」の意義を踏まえ、非正規労働者を含めた底上げの必要性に関する社会的波及を生み出すべく、自動車産業労使が取り組みを牽引すべきであり、そのことが福岡県自動車(新車)小売業の特定最低賃金にも反映されるべきである。

- 4) 福岡県下の自動車総連加盟組合は、企業内のミニマム基準となる「企業内最低賃金」の協定締結と金額改定に取り組んでいる。本年6月30日、福岡労働局長宛てに提出した申出書に、各企業における協定額資料を添付したが、そのうち最低時間額は986円となっており、令和2年の自動車(新車)小売業における最賃時間額941円との格差改善が求められている。
- 5) 自動車は生活必需品であり、販売だけではなくコロナ禍においても安心安全な移動手段である。安全と命を守るために点検・整備を行う自動車業界で働く若者が減少しており、人材の確保は急務の課題である。コロナ禍ではあるが、短期的目線ではなく長期的な目線で考え基幹産業である自動車産業で働く労働者の労働条件の低下を防ぎ、自動車小売業にふさわしい水準で特定(産業別)最低賃金を設定していくことが重要であり、そのことが安心・安全な社会をつくることにも繋がると考える。とりわけ、地域別最低賃金が毎年引上げられていることから、特定(産業別)最低賃金についても、地域別最低賃金に対する水準的優位性を維持・拡大すべく、自動車(新車)小売業の最低賃金を確実に引き上げる必要がある。以上の理由により、福岡県自動車(新車)小売業の特定最低賃金改正の必要性を強く求めます。

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

資料番号  
NO. 14-2

1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 自動車(新車)小売 業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

2020年度のわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、大きな振幅を伴いながら、総じて厳しい状況が続き、4月上旬には緊急事態宣言が発出され、5月下旬に解除されるまでの間、社会・経済活動を大幅に制限する措置が講じられました。その後も第2波・第3波と続き、まさに新型コロナウイルス感染拡大に世の中が振り回され続けた1年でした。

当業界におきましては、新車販売台数は登録車が前年比8.9%減の289万8,884台で、軽自動車は前年比5.3%減の175万7,748台でした。登録車は4年連続のマイナスで、10年ぶりに300万台を下回り、軽自動車は2年連続マイナスで、登録車と軽自動車合わせて500万台割れは2015年度以来、5年ぶりとなりました。福岡県でも、登録車前年比8.1%減の120,862台、軽自動車前年比2.6%減の71,651台となり、2年続けて前年割れをしている状況です。足元でも、半導体需給のバランスが崩れていて、販売台数が不透明な状況が今後も見込まれます。

そのような状況下での、特定最低賃金の引き上げは、企業の体力を奪うだけでなく、逆に雇用の継続に疑義を生じさせる可能性すらあります。業種の優位性を保つということに関しては理解していますが、現状における特定最低賃金は、据え置きを希望します。

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。